

## 当連合会及び弁護士会による死刑の刑場視察の実現を求める要請書

2011年（平成23年）8月19日

日本弁護士連合会

### 要請の趣旨

当連合会及び弁護士会による死刑の刑場視察の実現を求める。

### 要請の理由

- 1 今日、死刑制度の廃止・死刑執行の停止は国際的な潮流であり、我が国の死刑制度は国際人権法の観点から様々な批判を浴びてきた。すなわち、「死刑の執行をすみやかに停止」すべきであるとする国連拷問禁止委員会の勧告や、国連人権理事会による勧告のほか、国際人権（自由権）規約委員会からは、「世論調査の結果にかかわらず、死刑制度の廃止を前向きに検討」すべきことが勧告されている。のみならず、日本の死刑制度は、死刑判決に対する必要的な上訴制度がないこと、死刑確定者からの再審請求や恩赦の申立てに執行停止の効力がないこと、死刑執行の対象とされる者の精神障害の有無についての制度的な審査が保障されていないこと、死刑執行の事前の告知がないこと等の点においても、国際人権基準に大きく違反していることが指摘されてきた。

他方、死刑制度には誤判であった場合に死刑が執行されてしまうと取り返しがつかないという根本的な問題がある。日本も決してその例外ではない。すなわち、我が国では、死刑事件について既に4件もの再審無罪判決が確定しており（免田・財田川・松山・島田各事件）、死刑事件においても誤判が存在したことが明らかとなっている。また死刑事件ではないものの、近時において、2010年3月26日、宇都宮地方裁判所は足利事件について、2011年5月24日、水戸地方裁判所土浦支部は布川事件について、それぞれ再審無罪判決を言い渡した（いずれもその後確定）。このほかにも冤罪の疑いのある重大事件が存し、とりわけ、足利事件と同様に精度の低いDNA型鑑定等に基づき有罪とされ死刑が言い渡された飯塚事件については、冤罪による死刑執行の可能性が指摘されている。

当連合会は、現行の死刑制度が上記を含めた様々な問題点を抱えている事実を踏まえ、死刑制度の存廃について国民的論議を尽くし、また死刑制度に関する改善を行うまでの一定期間、死刑確定者に対する死刑の執行を停止するという、死刑執行停止法の制定を提唱してきた。そして、政府に対し、かかる議論の出発点

となるべき必要かつ十分な情報の公開を強く求めてきたところである。

- 2 2009年5月に施行された裁判員制度の下では、法定刑に死刑が含まれる重大事件を裁判員裁判対象事件としており、検察官が死刑を求刑する場合、一般市民から選任される裁判員は、死刑を選択すべきか否かの極めて重い判断に直面することとなる。

これまでの裁判員裁判において、本年7月31日時点で8件の死刑判決が言い渡されているが、裁判員が死刑を含む量刑判断を適正に行うためには、まずもって、個々の裁判員が死刑制度の運用と実態について、正確な事実として理解しておくことが重要であることはいままでもない。

- 3 現在、我が国の死刑制度をめぐるのは、ごく基本的な情報すら公開されておらず、極端な密行主義が採られている。

刑場の公開について、1978年10月から1979年2月にかけて当連合会は、関東、中部、関西方面の刑務所、拘置（支）所、代用監獄等37箇所を見学し、大阪においては死刑の刑場視察も認められたが、現在では死刑の刑場視察は認められていない。また、かつては司法修習生がその修習の一環として刑場を見学した時期もあったが、現在ではそのようなことは一切行われていない。2003年7月、衆議院法務委員会の国会議員が東京拘置所の刑場を視察し、さらに、2007年11月、参議院法務委員会及び衆議院法務委員会の国会議員がそれぞれ東京拘置所の刑場を視察したが、いずれも国政調査権に基づく調査であって、一般に対する情報公開としてはまったく不十分なものであった。また、2010年8月、東京拘置所の刑場が一部のマスメディアに公開されたが、型にはまった映像が公開されただけで、具体的な執行の状況を理解しうるだけの情報が明らかにされたとはおよそ言いがたいものであった。そして、今後の刑場の公開は、予定されていないとのことである。

近年、弁護士会による刑場視察の申入れは、繰り返し行われてきたが、いずれも拒否され、実現されなかった。

これでは、死刑制度をめぐる根本的な議論を行い、かつ、個々の死刑執行の是非を検証するための大前提が欠けているといわざるをえない。

- 4 1948年3月12日の最高裁大法廷判決における4裁判官の補充意見は、「憲法は残虐な刑罰を絶対に禁じている。したがって、死刑が当然に残虐な刑罰であるとすれば、憲法は他の規定で死刑の存置を認めるわけがない。しかるに、憲法第三十一条の反面解釈によると、法律の定める手続によれば、刑罰として死刑を科しうるものが窺われるので、憲法は死刑をただちに残虐な刑罰として禁じたも

のとはいうことができない。しかし、憲法は、その制定当時における国民感情を反映して右のような規定を設けたにとどまり、死刑を永久に是認したものとは考えられない。ある刑罰が残虐であるかどうかの判断は国民感情によつて定まる問題である。而して国民感情は、時代とともに変遷することを免かれないのであるから、ある時代に残虐な刑罰でないとされたものが、後の時代に反対に判断されることも在りうることである」というものであった。また、1993年9月21日の最高裁第三小法廷判決における大野正男裁判官は、補足意見として、「裁判所としては、死刑を適用するときは、常にその時代と社会の状況及び犯罪と刑罰との均衡に対する国民の意識の変化に注目して、死刑が残虐と評価される余地がないかを検討すべきである」などと述べた。

死刑は、確實かつ不可避に人の生命を奪い、人間の尊厳を剥奪するものである以上、死刑それ自体が残虐であることは否定することができない。現在において、なおも、死刑が憲法の禁ずる「残虐な刑罰」に該当しないかどうかを検証していくことが不可欠である。上記の各意見が示すとおり、死刑に関する国民感情が流動的であるとするならば、「残虐な刑罰」にあたるか否かについて、適切な判断をするためには、刑場や具体的な執行の状況等に関する情報が明らかにされる必要がある。

- 5 弁護士は、時に死刑判決が予想される重大事件の被告人を弁護する職責を負うものであるが、そのような被告人の権利及び利益を擁護し、最善の弁護活動を行うには、刑場及び死刑執行の状況を正しく把握しなければならない。

また、弁護士会が広く国民に対して死刑存廃を含む死刑制度の在り方についての議論を求めている以上、まずは弁護士がもっとも基礎的な情報である刑場の施設等について視察することが必要である。

- 6 よって、当連合会は、当連合会及び弁護士会による死刑の刑場視察の実現を強く求めるものである。